

【案】

茂原市学校再編 第二次実施計画

(令和3年度～令和7年度)

令和4年1月
茂原市教育委員会

はじめに

茂原市教育委員会では、子どもたちにとってより良い教育環境を確保するため、平成 29 年 3 月に学校再編に係る基本的な方向性を定めた「**茂原市学校再編基本計画**」を策定しました。

この基本計画に基づき、具体的な学校再編を進めるため「**茂原市学校再編第一次実施計画**」を平成 30 年 3 月に策定し、計画期間の平成 29 年度（2017 年度）から令和 2 年度（2020 年度）までの 4 年間で、西陵中学校と富士見中学校の統合、二宮小学校と緑ヶ丘小学校の統合を行いました。本納小学校、新治小学校、豊岡小学校の 3 校については、第一次実施計画で統合する方針を決定し、統合時期は第二次実施計画期間内（令和 3 年度～令和 7 年度（2021 年度～2025 年度））に目指すこととしました。

令和 2 年 2 月に「茂原市立小中学校の再編に関する具体的な方策（第二次実施計画に関すること）」について、自治会や教育関係者などで構成される「茂原市学校再編審議会」へ諮問し、様々な見地から審議をしていただくとともに、再編の対象となる地区の保護者や住民との意見交換会も実施しました。

令和 3 年 6 月には、茂原市学校再編審議会から諮問に対する答申書の提出を受け、その後、保護者や住民との話し合いを重ね、庁内会議等を経て「**茂原市学校再編第二次実施計画**」を策定しました。

学校の統廃合については、様々な思いやご意見などがあります。教育委員会としては、できる限り保護者や住民の皆さまのご意見に配慮しつつ、子どもの教育環境を最優先に考えて学校再編を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和 4 年 1 月
茂原市教育委員会

目次

I	計画の趣旨	1
II	実施計画の考え方	1
	1. 小中学校の現状と今後の見込	2
	（1）学校ごとの児童生徒数及び学級数の推移の見直し	2
	①小学校	3
	②中学校	4
	（2）児童生徒数の推計方法について	4
	①全体の児童生徒数について	4
	②学校ごとの児童生徒数について	4
	（3）学校の位置図	5
	2. 茂原市教育施策の大綱	6
III	再編の内容について	7
	1. 本納小学校、新治小学校、豊岡小学校の統合	7
	（1）本納小学校と新治小学校の統合	8
	（2）本納小学校と豊岡小学校の統合	10
	2. 南中学校と早野中学校の統合	12
	3. 再編を進めるにあたって	14
	（1）児童生徒数推計の見直しについて	14
	（2）閉校後の学校跡地利用について	14
	4. 次期計画について	14
	（1）計画策定に向けて	14
	（2）適正規模を満たさない小学校の再編について	14
IV	資料	15
	1. 実施計画策定までの主な経緯	15
	2. 茂原市学校再編審議会について	18
	（1）茂原市学校再編審議会条例	18
	（2）委員名簿	19
	3. 諮問書及び答申書	20
	（1）諮問書	20
	（2）答申書	21

I 計画の趣旨

平成 29 年 3 月に定めた「茂原市学校再編基本計画(以下「基本計画」という。)」は、茂原市立小中学校の再編に関する基本的な考え方を示したものであり、この考えのもと学校毎の要件を勘案しながら、具体的な統合時期や使用校舎等を定めたものが実施計画です。基本計画は、平成 29 年度(2017 年度)から令和 7 年度(2025 年度)までの 9 年間で計画期間としています。「茂原市学校再編第一次実施計画(以下「第一次実施計画」という。)」は、平成 29 年度(2017 年度)から令和 2 年度(2020 年度)までを計画期間としています。

「茂原市学校再編第二次実施計画(以下「本計画」という。)」は、第一次実施計画における実績のほか、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「義務標準法」という。)」の一部改正や茂原市人口ビジョンの改訂等に伴う児童生徒数の推計の見直し等も踏まえて、基本計画の方針に基づき策定しています。計画期間は令和 3 年度(2021 年度)から令和 7 年度(2025 年度)までの 5 年間です。今後は、本計画に基づき、学校再編を進めていきます。

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)
学校再編基本計画	H29(2017)～R 7(2025)の9年間								
第一次実施計画	H29～R 2の4年間								
第二次実施計画					R 3～R 7の5年間				

II 実施計画の考え方

本計画の策定にあたっては、令和 2 年 2 月に外部委員で構成される「茂原市学校再編審議会」に諮問し、自治会や教育関係者など様々な立場から審議していただきました。そして、令和 3 年 6 月にいただいた答申をもとに、全庁的に協議したうえで策定したものです。計画の内容は、平成 27 年 3 月に定めた「茂原市立小中学校の適正規模」、基本計画で定めた「学校規模ごとの基本的な方向性」に基づき、「第一次実施計画」を踏襲し、再編の対象となる地区の保護者や住民との意見交換等を行い、地域性を考慮して決めました。

1. 小中学校の現状と今後の見込

(1) 学校ごとの児童生徒数及び学級数の推移の見直し

令和3年3月に茂原市人口ビジョン¹⁾が改訂されたことに伴い、今回新たに児童生徒数の推計を見直しました。学級数については、義務標準法の一部改正に伴い、令和3年度から小学校の学級編制の標準が現行の40人から35人に段階的に引き下げられることから、小学校の学級数の算定方法を見直しています。

2025年以降の学校ごとの児童生徒数と学級数²⁾は、以下のように推計されます(端数処理の関係で合計が合わないことがあります)。

学級数の推計については、全学年同人数と仮定し、小学校については、全学年を1学級35人で計算し、中学校については、千葉県で定められている基準(中1は1学級35人まで、中2～3は1学級38人まで)に沿って計算したものです。

市内の学校数については、基本計画及び第一次実施計画に基づき、令和2年4月に西陵中学校と富士見中学校が統合し、令和3年4月に二宮小学校と緑ヶ丘小学校が統合していますので、小学校は14校から13校に、中学校は7校から6校に変更となりました。

なお、児童生徒数及び学級数の推計の見直しに伴い、基本計画の『I 1. 計画策定の主旨』、『II 2. (1) 学校ごとの児童生徒数及び学級数の推移』及び『IV 3. 各小中学校の概要』に記載している児童生徒数及び学級数の推計値は、今回推計した値に読み替えるものとします。



※2025年以降は「茂原市人口ビジョン」で各種施策を実施する前の数値(基礎数値)より推計

¹⁾ 茂原市人口ビジョン：2040年までの人口推計と、各種施策の実施による目標人口を定めたもの。

²⁾ 2021年(令和3年)は5月1日現在の実績。2025年以降の推計方法は4ページを参照。

①小学校

児童数の推計 (単位：人)

	2021 (R3)	2025	2030	2035	2040	2021対2040
東郷小	466	401	383	376	355	△ 23.8%
豊田小	305	291	281	279	272	△ 10.8%
茂原小	285	279	278	278	279	△ 2.1%
西小	198	157	139	128	114	△ 42.4%
五郷小	243	203	185	166	149	△ 38.7%
鶴枝小	149	98	82	68	52	△ 65.1%
萩原小	554	531	532	537	533	△ 3.8%
中の島小	316	295	284	276	270	△ 14.6%
本納小	160	125	108	97	81	△ 49.4%
新治小	30	20	19	18	14	△ 53.3%
豊岡小	171	107	86	80	68	△ 60.2%
東部小	576	484	474	480	460	△ 20.1%
二宮小	229	189	181	172	158	△ 31.0%
計	3,682	3,182	3,031	2,956	2,805	△ 23.8%

学級数の推計 (単位：学級)

	2021 (R3)	2025	2030	2035	2040
東郷小	17	12	12	12	12
豊田小	12	12	12	12	12
茂原小	12	12	12	12	12
西小	8	6	6	6	6
五郷小	10	6	6	6	6
鶴枝小	6	6	6	6	6
萩原小	18	18	18	18	18
中の島小	12	12	12	12	12
本納小	6	6	6	6	6
新治小	5	3	3	3	3
豊岡小	7	6	6	6	6
東部小	20	18	18	18	18
二宮小	9	6	6	6	6
計	142	123	123	123	123

※色付きは適正規模³⁾ (12～18学級) を満たさないことを示す。

³⁾ 適正規模：児童生徒の教育環境のため確保することが望ましいとしている一定の集団規模。平成27年3月に茂原市教育委員会会議において、小学校の学級数は12学級以上18学級以下、中学校の学級数は9学級以上18学級以下を標準とすることを定めた。（*ただし、特別支援学級の学級数は除く。）

②中学校

生徒数の推計 (単位：人)

	2021 (R3)	2025	2030	2035	2040	2021対2040
東中	356	343	290	271	236	△ 33.7%
富士見中	389	349	324	305	281	△ 27.8%
茂原中	397	392	403	385	374	△ 5.8%
南中	470	431	441	449	425	△ 9.6%
本納中	235	191	126	123	102	△ 56.6%
早野中	166	119	114	98	84	△ 49.4%
計	2,013	1,826	1,697	1,632	1,503	△ 25.3%

学級数の推計 (単位：学級)

	2021 (R3)	2025	2030	2035	2040
東中	11	12	9	9	9
富士見中	12	12	10	9	9
茂原中	12	12	12	12	12
南中	14	13	13	13	13
本納中	8	6	6	6	3
早野中	6	6	4	3	3
計	63	61	54	52	49

※色付きは適正規模（9～18学級）を満たさないことを示す。

(2) 児童生徒数の推計方法について

①全体の児童生徒数について

茂原市人口ビジョンの基礎数値（2ページ参照）をベースに計算しました。

②学校ごとの児童生徒数について

令和3年4月1日現在の住民基本台帳をベースに、コーホート変化率法により計算しました。なお、変化率については、H28からR3までの5年間の変化率を用いました。

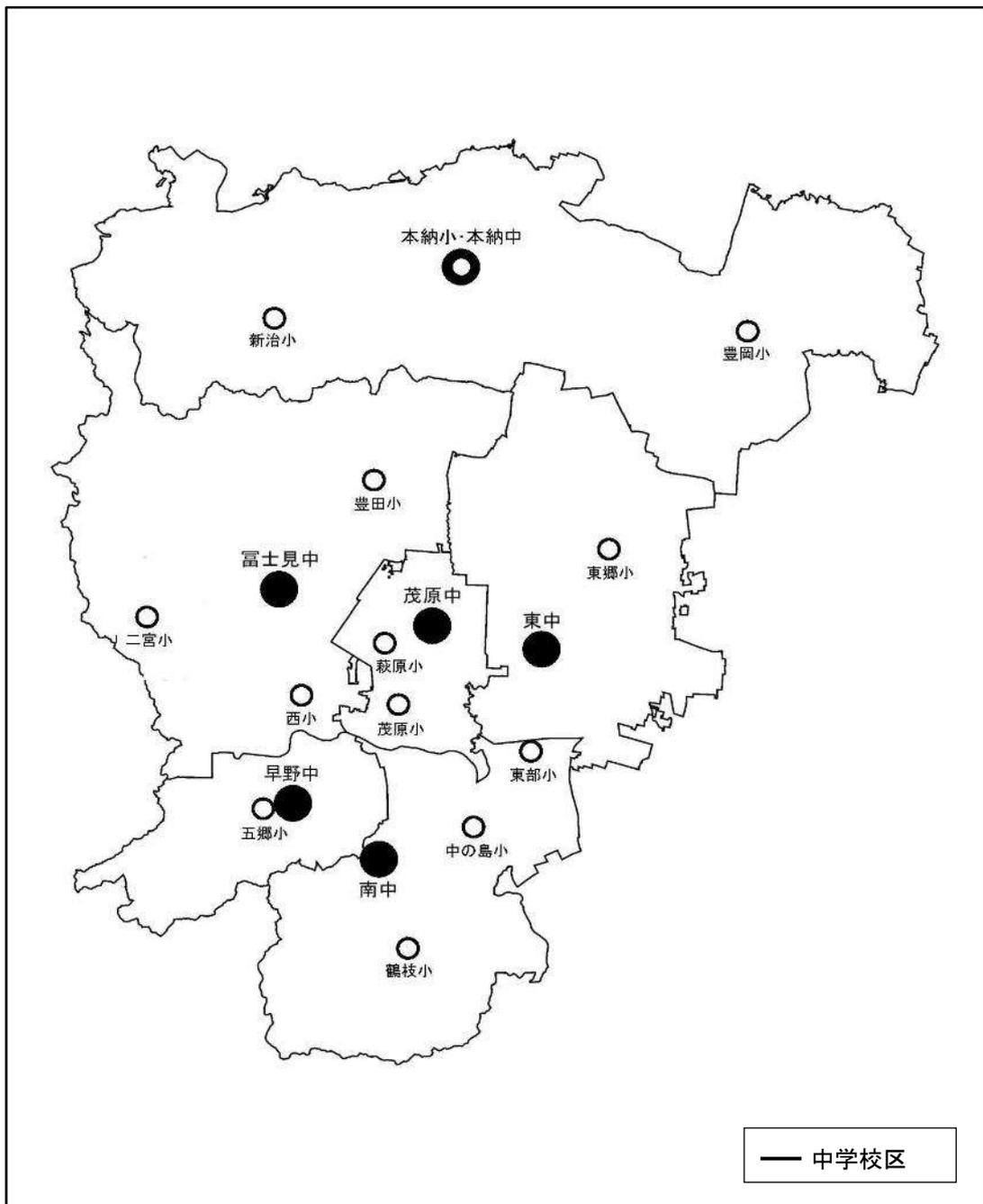
※コーホート変化率法とは、各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。推計の基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に用いることができる。

具体的には以下ようになります。

- ・まず、字と学区が概ね1対1で対応するものとし、学区ごとに住民基本台帳の人数を分けました。
- ・この学区ごとに、各年代におけるH28からR3の変化率を計算しました。
- ・0～4歳の出現率（≒出生率）については、H28からR3までの平均を用いました。
- ・この変化率及び出生率が今後も続くものとして、学区ごとの将来推計を計算しました。
- ・最後に、合計人数の整合がとれるよう、按分により調整しました。

(3) 学校の位置図

各小中学校の位置を地図に表すと、以下のようになります。(R3年度現在)



2. 茂原市教育施策の大綱

本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、茂原市総合教育会議を経て、令和3年4月に新たな「茂原市教育施策の大綱」を策定しました。これは、本市の基本構想、基本計画に基づき、令和3年度からの5年間における重点施策の基本方針を定めたものです。

基本方針1 社会で生きる力の育成

- (1) 確かな学力の育成
- (2) 幼児教育・保育の充実
- (3) 国際理解教育の推進
- (4) 生涯学び、活躍できる環境の整備
- (5) 情報教育（情報活用能力の育成）の推進

基本方針2 心を育む人間教育の推進

- (1) いじめ防止への取り組みと相談体制の充実
- (2) 道徳教育の推進
- (3) 読書活動の推進
- (4) 青少年の健全育成と家庭教育の充実

基本方針3 芸術文化・スポーツの振興

- (1) 芸術文化の振興
- (2) スポーツ環境の充実
- (3) スポーツ・レクリエーションの推進

基本方針4 茂原を愛する心の育成

- (1) 郷土愛の育成
- (2) 安全・安心な教育環境の確保
- (3) 伝統文化の維持継承・振興
- (4) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

事業の実施にあたっては、この大綱に基づき毎年度策定する「茂原市の教育方針及び重点施策」により進めていくこととしています。学校再編に関する取り組みとして、「基本方針4 茂原を愛する心の育成」の「(2) 安全・安心な教育環境の確保」の中で、「子どもたちにとって、より良い教育環境の確保を第一に考え、茂原市学校再編第二次実施計画を策定し、学校再編を推進します」としています。

Ⅲ 再編の内容について

1. 本納小学校、新治小学校、豊岡小学校の統合

○現状

本納地区には、小学校は本納小学校、新治小学校、豊岡小学校の3校があり、中学校は本納中学校の1校があります。令和3年5月1日現在いずれも適正規模を満たしていません。今回新たに児童生徒数の推計を見直しましたが、今後も児童生徒数は減少傾向が続くものと見込まれます。特に新治小学校は、依然として市内で唯一複式学級⁴⁾が存在する学校となっています。

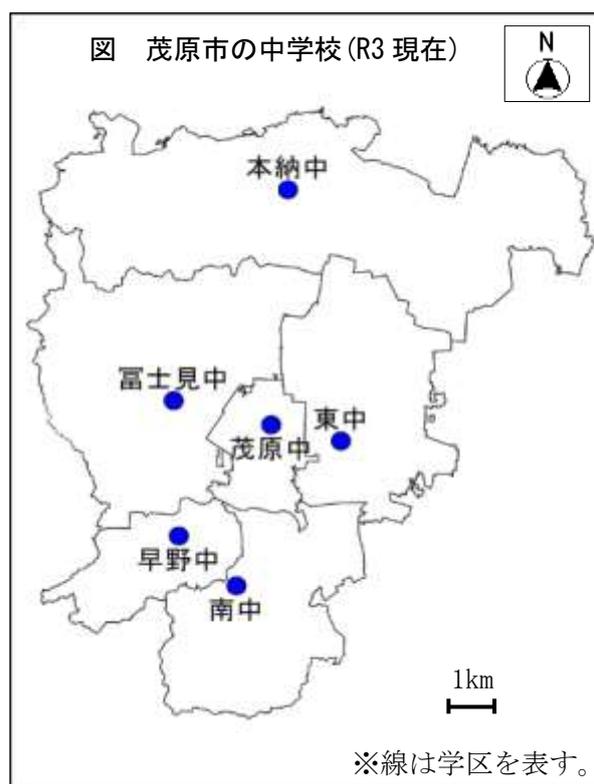
○第一次実施計画からの経緯と今後の方針

統合方針	3小学校を統合し、特色ある教育を推進する
------	----------------------

3つの小学校は、第一次実施計画策定当時（H29年度）と変わらず、今後も小規模化が見込まれていることから、第一次実施計画で定めた3校を統合する方針に変更はありません。一方、本納中学校についても、同様に今後も小規模化が見込まれているが、他の中学校へ統合した場合、市北部地域から中学校がなくなることから（図参照）、第一次実施計画での方針通り、統廃合はせず存続させることとします。

本計画では、まず、複式学級を有する新治小学校と本納小学校の速やかな統合を行い、その後、豊岡小学校との統合を進める段階的な統合を行っていきます。

また、令和3年4月から本納中学校区で小中一貫教育が始まりました。さらに、令和3年9月からは、本納中学校敷地内に小学校校舎を建設し、既存校舎の特別教室等を共用する施設一体型の小中一貫教育が本納小学校及び本納中学校で開始しています。



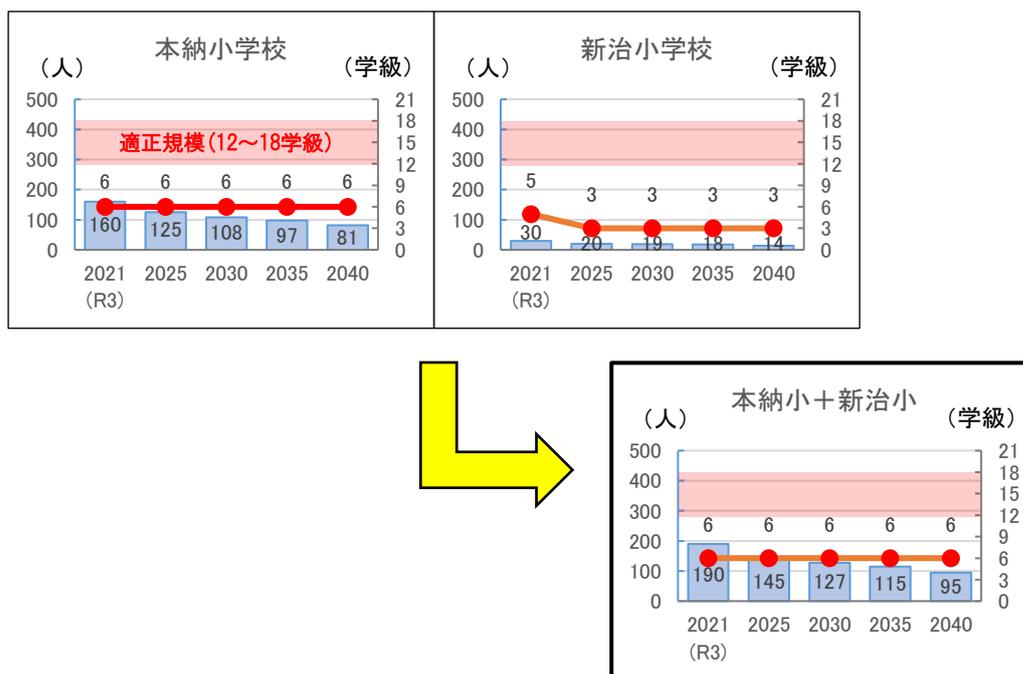
⁴⁾ 複式学級：児童生徒が極めて少ない場合、複数の学年（例えば5年生と6年生）を合わせて1つの学級とするもの。

(1) 本納小学校と新治小学校の統合

統合時期	令和5年4月1日	使用校舎	本納小学校
通学区域	現行の両小学校区を合わせた区域		
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> 両校の特色ある教育を活かした教育活動の実施 校舎周辺の道路整備等の安全対策の検討 教育環境の充実と不足となる駐車場等の確保 統合に関する準備委員会の設置、協議 など 		

本納小学校と新治小学校の統合は、新治小学校の複式学級が解消され、一定規模の児童数を確保することができるため、速やかに統合を行うものとしします。新治地区は、宅地開発が進められているものの、小規模化の解消は見込めないものと考えています。使用校舎については、本納小学校を使用します。また、新治小学校の児童は、統合により通学距離が遠距離となるため、スクールバスなどの導入により通学手段を確保します。

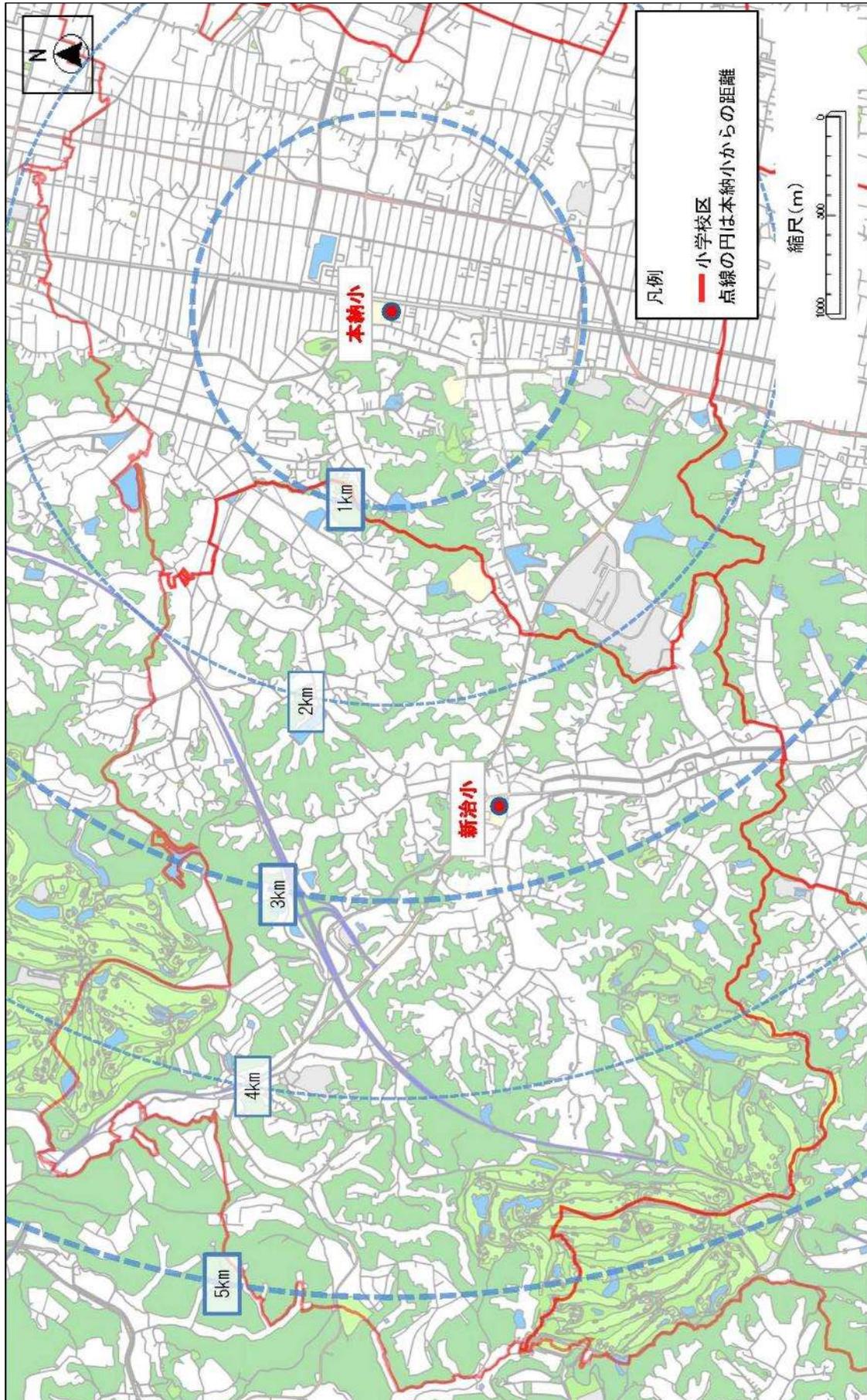
【児童数の推計】 ※縦棒は児童数（左軸）、折れ線は普通学級の学級数（右軸）



【今後のスケジュール】

内容	第二次実施計画					次期計画	
	年度	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8~ (2026~)
統合準備委員会の設置・協議		→					
通学路や通学手段の検討	→	→					
交流事業の実施	→	→					
統合の実施			●	→	→	→	→

【地図】

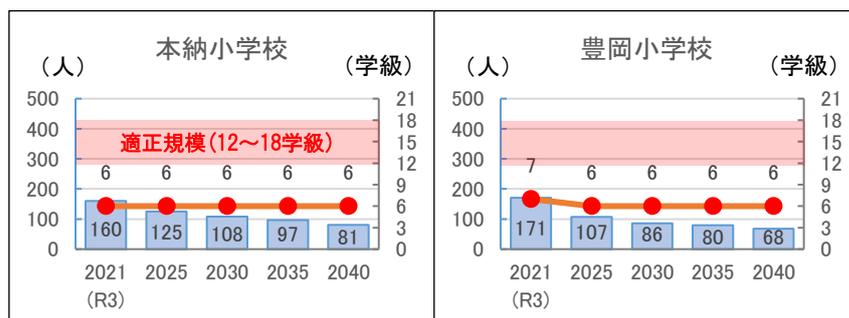


(2) 本納小学校と豊岡小学校の統合

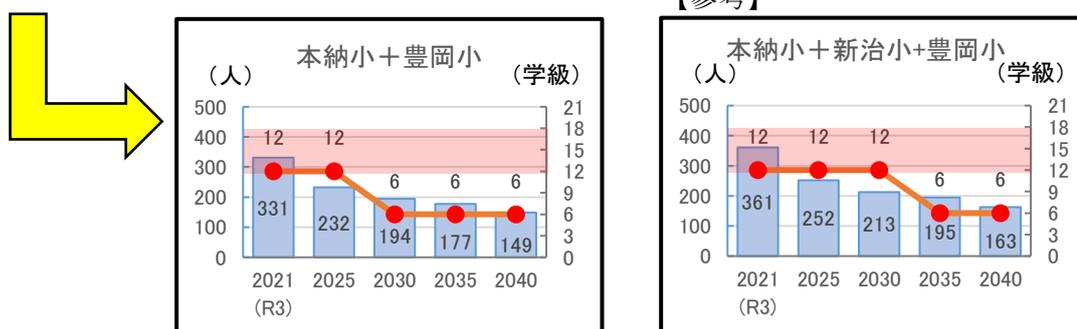
統合時期	令和8年4月1日以降の早期	使用校舎	本納小学校
通学区域	現行の両小学校区を合わせた区域		
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な統合時期の検討 ・校舎周辺の道路整備等の安全対策の検討 ・校名、校歌、校章の検討 ・統合に関する準備委員会の設置、協議 など 		

本納小学校と豊岡小学校の統合については、児童数の推移を注視し、保護者や地域住民等と協議を重ね、理解を得ながら、令和8年3月31日までに統合時期を定めるものとします。統合時期は令和8年4月1日以降の早期を目指すものとし、今後の児童数の減少に応じ具体的な協議を進めるものとします。併せて、本納地域の児童生徒数の動向にも注視していく必要があります。使用校舎については、本納小学校を使用します。校名や校歌、校章等については、保護者や地域住民の意見等を踏まえて検討することとします。また、豊岡小学校の児童は、統合により通学距離が遠距離となるため、スクールバスなどの導入により通学手段を確保します。

【児童数の推計】 ※縦棒は児童数（左軸）、折れ線は普通学級の学級数（右軸）



【参考】

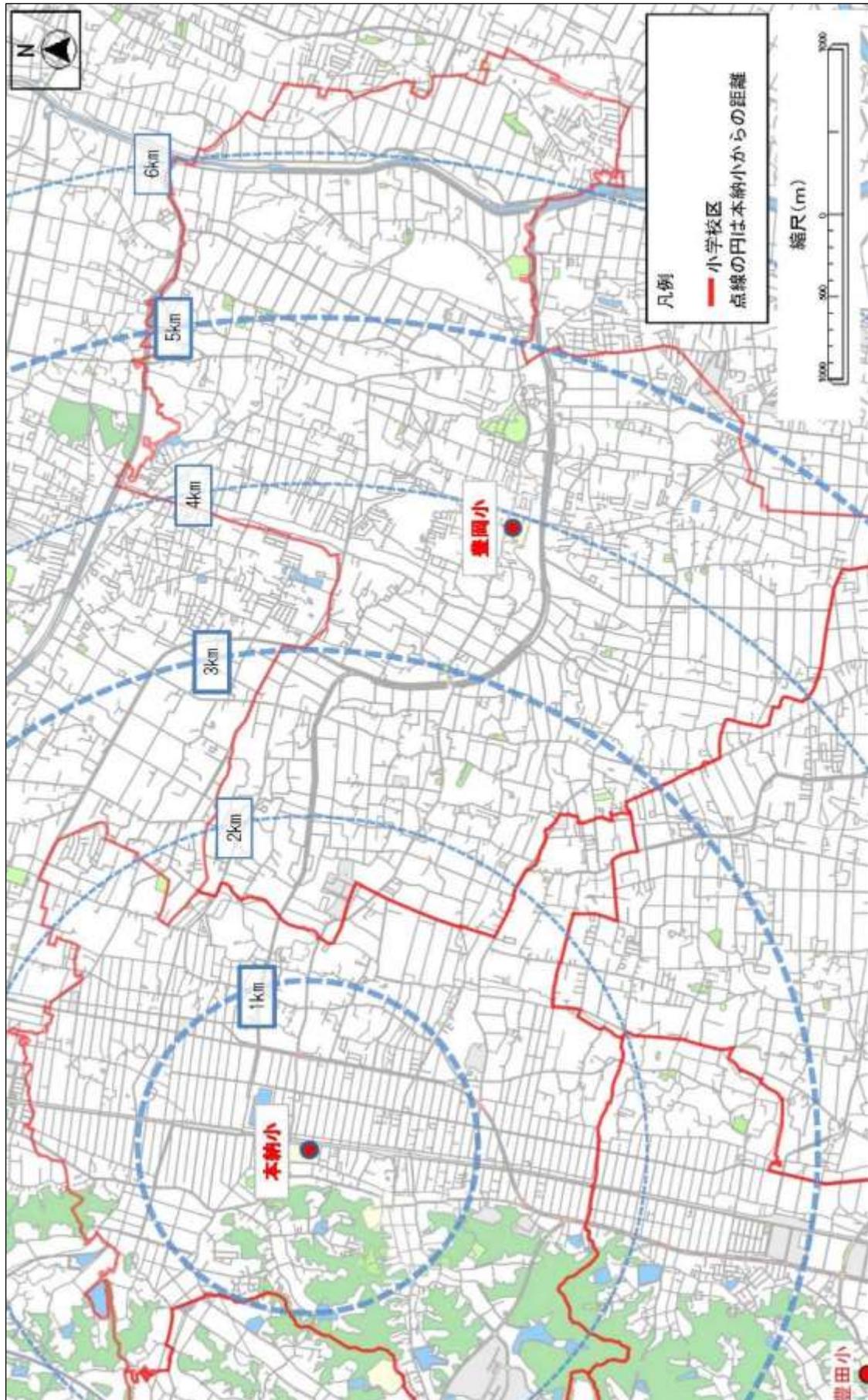


【今後のスケジュール】

内容	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8~
		(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026~)
統合準備委員会の設置・協議				➔		
通学路や通学手段の検討			➔➔		
交流事業の実施			➔➔		
統合の実施							●.....➔

※令和8年度に統合する場合の例

【地図】

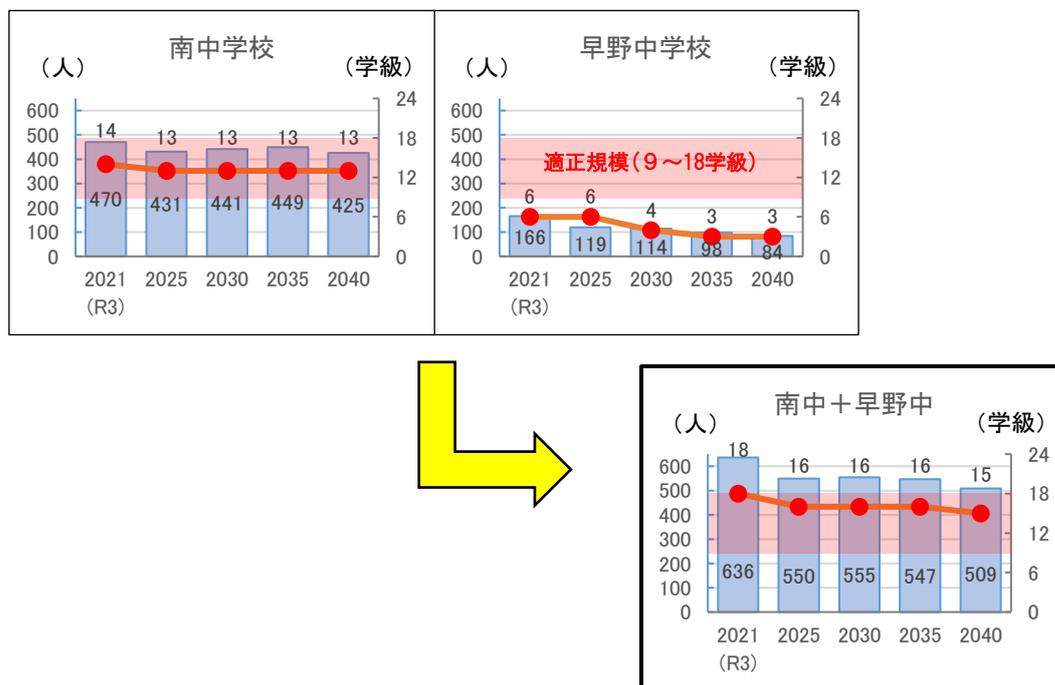


2. 南中学校と早野中学校の統合

統合時期	令和8年4月1日	使用校舎	南中学校
通学区域	現行の両中学校区を合わせた区域		
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害に係る安全対策の検討 ・通学路の整備 ・早期統合の検討 ・統合に関する準備委員会の設置、協議 など 		

早野中学校は、令和3年5月1日現在、適正規模を満たしていません。今後も生徒数が減少し、将来全学年が単学級になることが見込まれます。また、五郷小学校と1小1中の関係にあり、生徒数の減少が見込まれる中、友人関係が固定化するなどの課題や部活動の状況に鑑みても早期の解消が望ましいため、令和8年4月1日に南中学校と統合するものとし、使用校舎については、南中学校を使用します。通学路の整備や土砂災害警戒区域等の指定に伴う安全対策を実施する必要があります。保護者や地域住民から統合時期を早める要望があったときは、早期統合を検討することとします。

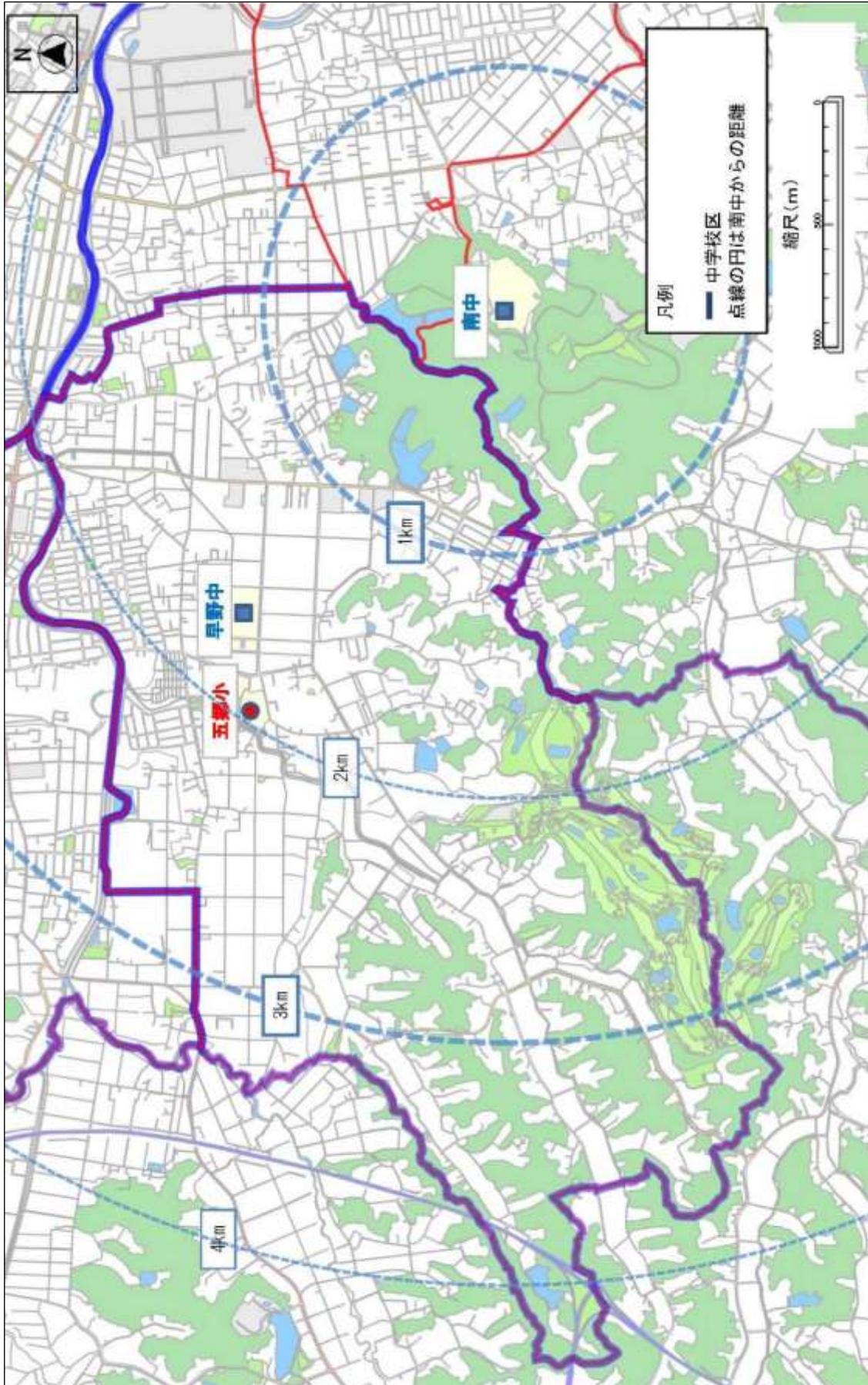
【生徒数の推計】 ※縦棒は生徒数（左軸）、折れ線は普通学級の学級数（右軸）



【今後のスケジュール】

内容	年度	第二次実施計画					次期計画
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8~ (2026~)
統合準備委員会の設置・協議					→	→	
通学路の整備		→	→	→	→	→	
交流事業の実施				→	→	→	
統合の実施						●	→

【地図】



3. 再編を進めるにあたって

(1) 児童生徒数推計の見直しについて

今後、実際の人口推移等を見ながら、定期的に児童生徒数の推計を見直し、必要に応じて基本計画や実施計画の見直しを行っていきます。

(2) 閉校後の学校跡地利用について

学校は、地域住民にとっての身近な公共施設であり、市の避難所として指定されていることもあることから、地域住民からの要望等を踏まえ、跡地利用について検討することとします。

4. 次期計画について

(1) 計画策定に向けて

本計画期間は、令和3年度から令和7年度までとしていますが、令和8年度以降も適正規模を満たさない学校が見込まれています。したがって、今後の人口推移の動向や文部科学省の方針等も注視しながら、新たな次期基本計画及び実施計画の策定について検討することとします。

【計画策定に向けたスケジュール】

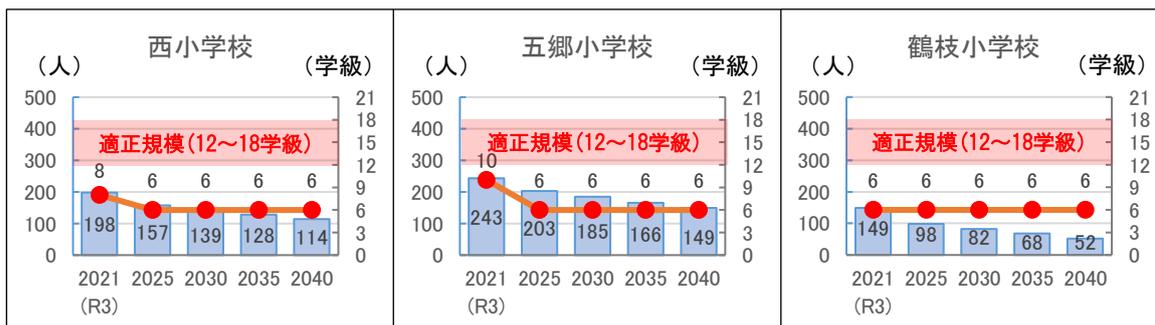
(次期計画)

内容 \ 年度	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8~ (2026~)
適正規模を満たさない小学校の検討		→				
保護者・地域住民意見収集		→				
計画策定に係る検討		→				

(2) 適正規模を満たさない小学校の再編について

西小学校、五郷小学校、鶴枝小学校は、現在適正規模を満たしていません。今後も児童数が減少するものと見込まれます。今後、学区の見直しを含め、当該小学校のあり方について検討することとします。なお、二宮小学校も適正規模を満たしていませんが、第一次実施計画に基づき再編を実施したところでありますので、今後の児童数の動向に注視していきます。

【児童数の推計】



IV 資料

1. 実施計画策定までの主な経緯

(1) 学校再編審議会

令和2年	
2月4日(水) 15時30分～	令和元年度第1回学校再編審議会 教育長から審議会に諮問
6月23日(火) 15時～	令和2年度第1回学校再編審議会 児童生徒数の推計の見直し
7月17日(金) 13時～	令和2年度第2回学校再編審議会 審議会委員による学校視察(萩原小、新治小、早野中)
8月18日(火) 15時～	令和2年度第3回学校再編審議会 第二次実施計画における再編の枠組みについて
9月16日(水) 15時～	令和2年度第4回学校再編審議会 具体的な統合時期について
10月14日(水) 15時～	令和2年度第5回学校再編審議会 具体的な学校再編案について
令和3年	
3月19日(金) 15時～	令和2年度第6回学校再編審議会 答申までのスケジュール・具体的な学校再編案について
6月18日(金) 15時～	令和3年度第1回学校再編審議会 答申案について
6月25日(金) 15時～	令和3年度第2回学校再編審議会 審議会会長から教育長に答申

(2) 保護者意見交換会

令和2年	
8月24日(月) 14時～	豊岡小保護者意見交換会 豊岡小体育館(参加者8名)
9月5日(土) 15時40分～	新治小保護者意見交換会 新治小図書室(参加者14名)
9月26日(土) 10時～	豊岡小保護者意見交換会 豊岡福祉センター(参加者13名)
9月26日(土) 13時30分～	本納小保護者意見交換会 本納小体育館(参加者23名)
10月3日(土) 13時30分～	五郷地区保護者意見交換会 五郷小体育館(参加者15名)
10月31日(土) 13時30分～	五郷地区保護者意見交換会 五郷小体育館(参加者7名)

(3) 住民意見交換会等

令和3年	
4月30日(金) 20時～	学校再編に係る説明会 [新治小保護者] 新治小図書室 (参加者 20名)
5月9日(日) 10時～	本納地区住民意見交換会 本納小体育館 (参加者 21名)
5月9日(日) 14時～	五郷地区住民意見交換会 五郷小体育館 (参加者 16名)
5月11日(火) 19時～	新治地区住民意見交換会 新治小体育館 (参加者 40名)
5月12日(水) 19時～	五郷地区住民意見交換会 五郷小体育館 (参加者 10名)
5月15日(土) 10時～	新治地区住民意見交換会 新治小体育館 (参加者 50名)
5月15日(土) 14時～	豊岡地区住民意見交換会 豊岡小体育館 (参加者 35名)
5月18日(火) 19時～	本納地区住民意見交換会 本納小体育館 (参加者 15名)
5月19日(水) 19時～	豊岡地区住民意見交換会 豊岡小体育館 (参加者 15名)

(4) 新治地区における打ち合わせ [PTA 役員・自治会長連合会役員]

令和3年	
6月25日(金) 19時～	第1回学校再編に関する新治地区における打ち合わせ 新治小図書室 (参加者 14名)
7月9日(金) 19時～	第2回学校再編に関する新治地区における打ち合わせ 新治小図書室 (参加者 13名)
7月21日(水) 19時～	第3回学校再編に関する新治地区における打ち合わせ ほのおか館 (参加者 12名)
8月6日(金) 19時～	第4回学校再編に関する新治地区における打ち合わせ 吉井青年館 (参加者 6名)
10月4日(月) 19時～	第5回学校再編に関する新治地区における打ち合わせ エコパーク長生 (参加者 5名)
11月18日(木) 19時～	第6回学校再編に関する新治地区における打ち合わせ 新治小図書室 (参加者 5名)
11月19日(金) 19時～	第7回学校再編に関する新治地区における打ち合わせ 新治小図書室 (参加者 8名)

(5) 新治地区における話し合い [自治会]

令和3年	
10月22日(金) 19時～	学校再編に関する自治会との話し合い [下太田自治会] 下太田自治会館 (参加者 10名)
10月25日(月) 19時～	学校再編に関する自治会との話し合い [大沢自治会] エコパーク長生 (参加者 11名)
10月28日(木) 19時～	学校再編に関する自治会との話し合い [上太田自治会] エコパーク長生 (参加者 7名)
12月10日(金) 19時～	学校再編に関する自治会との話し合い [吉井自治会] 吉井青年館 (参加者 3名)
12月18日(土) 10時～	学校再編に関する新治地区報告会 [新治地域住民] 新治小体育館 (参加者 39名)

(6) 五郷・本納・豊岡地区における話し合い [PTA 役員・自治会長連合会役員]

令和3年	
12月2日(木) 19時～	学校再編に関する話し合い [五郷地区] 五郷福祉センター (参加者 15名)
12月3日(金) 19時～	学校再編に関する話し合い [豊岡地区] 豊岡福祉センター (参加者 5名)
12月22日(水) 19時～	学校再編に関する話し合い [本納地区] ほのおか館 (参加者 7名)

(7) 総合教育会議、教育委員会会議、庁内協議

令和3年	
3月24日(水) 15時15分～	令和2年度第2回総合教育会議 学校再編の進捗状況等について
9月29日(水) 15時15分～	令和3年度第1回総合教育会議 学校再編の進捗状況等について
10月25日(月) 15時～	令和3年第1回委員協議会 実施計画策定に係る協議について
12月22日(水) 15時～	令和3年第13回教育委員会会議 実施計画案を協議
令和4年	
1月7日(金) 10時～	関係課長会議 実施計画案を協議
1月17日(月) 9時30分～	庁議 実施計画案を協議
1月26日(水) 15時～	令和4年第1回教育委員会会議 実施計画を決定

2. 茂原市学校再編審議会について

(1) 茂原市学校再編審議会条例

平成 29 年茂原市条例第 1 号

(設置)

第 1 条 小中学校の再編等を審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、茂原市学校再編審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 小中学校の統合、廃止等再編に関すること。
- (2) 通学区域の見直しに関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、審議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、12 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治会関係者
- (3) 教育関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長がこれを招集し、議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

	所属団体等	氏名	区分	備考
1	元社会教育委員	中山 清志	学識経験者	会長
2	元教育委員会委員	足立 俊夫	学識経験者	副会長
3	茂原市自治会長連合会	永山 良吉	自治会関係者	
4	茂原市自治会長連合会	齋藤 樹	自治会関係者	
5	茂原市自治会長連合会	三戸 康正	自治会関係者	
6	茂原市小中学校長会	村澤 昭憲	教育関係者	
7	千葉県教職員組合 長生支部	中村 和嗣	教育関係者	
8	茂原市PTA連合会	中瀬古 正彦	教育関係者	
9	茂原市PTA連合会	壁 明彦	教育関係者	
10	茂原市青少年相談員 連絡協議会	齊田 まゆみ	教育関係者	
11	茂原青年会議所	山崎 孝史	その他教育委員会が 必要と認めるもの	
12	民生委員児童委員協議会	平井 きよみ	その他教育委員会が 必要と認めるもの	

委嘱期間 令和5年4月30日まで

3. 諮問書及び答申書

(1) 諮問書

茂教総第157号

令和2年2月4日

茂原市学校再編審議会会長 様

茂原市教育委員会

教育長 内田 達也

諮問書

茂原市学校再編審議会条例第2条により、次に掲げる事項についてご検討のうえ、答申いただきたく、理由を添えて諮問いたします。

諮問事項

茂原市立小中学校の再編に関する具体的な方策（第二次実施計画に関すること）について

(諮問理由)

本市では、少子化により児童生徒数の減少や学校の小規模化が進み、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという環境の確保が難しくなっており、部活動や学級編制、学校行事などにも影響が生じている状況のもと、茂原市学校再編審議会から平成29年11月20日付で「茂原市立小中学校の再編に関する具体的な方策（実施計画に関すること）について（答申）」をいただいております。

教育委員会では、その答申に基づき、平成30年3月に「茂原市学校再編第一次実施計画」を策定し、令和2年4月には富士見中と西陵中の統合、令和3年4月には二宮小と緑ヶ丘小を統合する予定で、学校再編に取り組んでおります。

茂原市学校再編基本計画（平成29年3月策定）に記載されている2021年度から2025年度を計画期間とする第二次実施計画について、茂原市学校再編審議会において様々な角度からご検討くださるよう諮問いたします。

(2) 答申書

令和3年6月25日

茂原市教育委員会教育長 内田 達也 様

茂原市学校再編審議会
会長 中山 清志

茂原市立小中学校の再編に関する具体的な方策（第二次実施計画に関すること）について
(答申)

令和2年2月4日付け茂教総第157号で諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

1. 主旨

全国的に進行している少子化により、本市でも児童生徒数の減少や学校の小規模化が進む中、平成29年3月に「茂原市学校再編基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、学校再編が進められています。

学校再編審議会では、「茂原市学校再編第一次実施計画（以下「第一次実施計画」という。）」に関する答申において、優先的に実施すべき学校再編として、「二宮小学校と緑ヶ丘小学校の統合」、「本納小学校、新治小学校及び豊岡小学校の速やかな統合」を答申しました。二宮小学校と緑ヶ丘小学校は、令和3年4月1日に統合し、新たな二宮小学校が開校しています。本納小学校、新治小学校及び豊岡小学校の統合については、本納小学校の移転に合わせて、統合を見据えた新たな校舎が本納中学校敷地内に建設され、教育環境の整備が進められています。

本答申は、前回の答申から引き続きの課題となった案件も含めて、子どもたちの教育環境を最優先に考えて審議した結果として、第二次実施計画に関する小中学校の具体的な再編方法について答申するものです。なお、審議にあたっては、教育委員会が定めた「茂原市立小中学校の適正規模」、「基本計画」、「第一次実施計画」を踏まえ、学校視察及び保護者や住民との意見交換会などを実施し、様々な見地から慎重に討議を行い、この答申に至りました。

2. 具体的な学校再編案について

優先的に実施すべき学校再編については、以下のとおりです。

(1) 本納小学校と新治小学校の統合

統合時期	令和5年4月1日	理由 新治小学校は5学級であり、基本計画において、速やかに統廃合としている。複式学級を有し、極端な小規模化が進んでおり、第一次実施計画の方針に基づき早期に統合すべき。
使用校舎	本納小学校（本納中学校敷地内）	
通学区域	現行の両小学校区を合わせた区域	

《附帯意見等》

- ・本納中学校周辺の道路整備等の安全対策を講じること。
- ・両校の特色ある教育を活かした教育活動に努めること。
- ・小中一貫教育を推進していくこと。
- ・スクールバス等の通学手段を整備すること。
- ・教育環境の充実及び統合により不足となる駐車場等の確保に努めること。
- ・本納小学校、新治小学校、豊岡小学校の統合時に準備委員会等で校名・校章・校歌を検討すること。

(2) 本納小学校と豊岡小学校の統合

統合時期	令和8年3月31日までに定める	理由 豊岡小学校は7学級であり、基本計画において、今後児童数が減少し単学級となる見込みであれば統廃合としている。児童数の推移に注視しながら、保護者や地域の理解を求め、令和8年度以降の統合とすべき。
使用校舎	本納小学校（本納中学校敷地内）	
通学区域	現行の両小学校区を合わせた区域	

《附帯意見等》

- ・適宜、情報提供及び説明会等を実施し、保護者や地域への理解に努めること。
- ・本納中学校周辺の道路整備等の安全対策を講じること。
- ・小中一貫教育を推進していくこと。
- ・スクールバス等の通学手段を整備すること。
- ・本納小学校、新治小学校、豊岡小学校の統合時に準備委員会等で校名・校章・校歌を検討すること。

(3) 南中学校と早野中学校の統合

統合時期	令和8年4月1日まで	理由 早野中学校は6学級であり、基本計画において、今後生徒数が減少する見込であれば、統廃合や学区の見直し等を行うとしている。生徒数や部活動の状況に鑑み、統合に向けた取り組みを実施すべき。
使用校舎	南中学校	
通学区域	現行の両中学校区を合わせた区域	

《附帯意見等》

- ・土砂災害警戒区域等の指定に伴う対策を講じること。
- ・通学路の安全対策を講じること。
- ・早期の統合を目指すこと。

3. その他

西小学校、五郷小学校、鶴枝小学校について

西小学校、五郷小学校、鶴枝小学校は適正規模を満たしていないため、今後の児童数の推移を注視しつつ、学区の再編も含め、第二次実施計画期間内で当該小学校のあり方を検討することとします。なお、第二次実施計画では前記2.(1)～(3)を優先とします。

茂原市学校再編第二次実施計画

発行 令和4年1月 茂原市教育委員会

編集 教育部教育総務課

〒297-8511 茂原市道表1番地

TEL 0475-20-1557 FAX 0475-20-1607

E-mail k-soumu1@city.mobara.chiba.jp